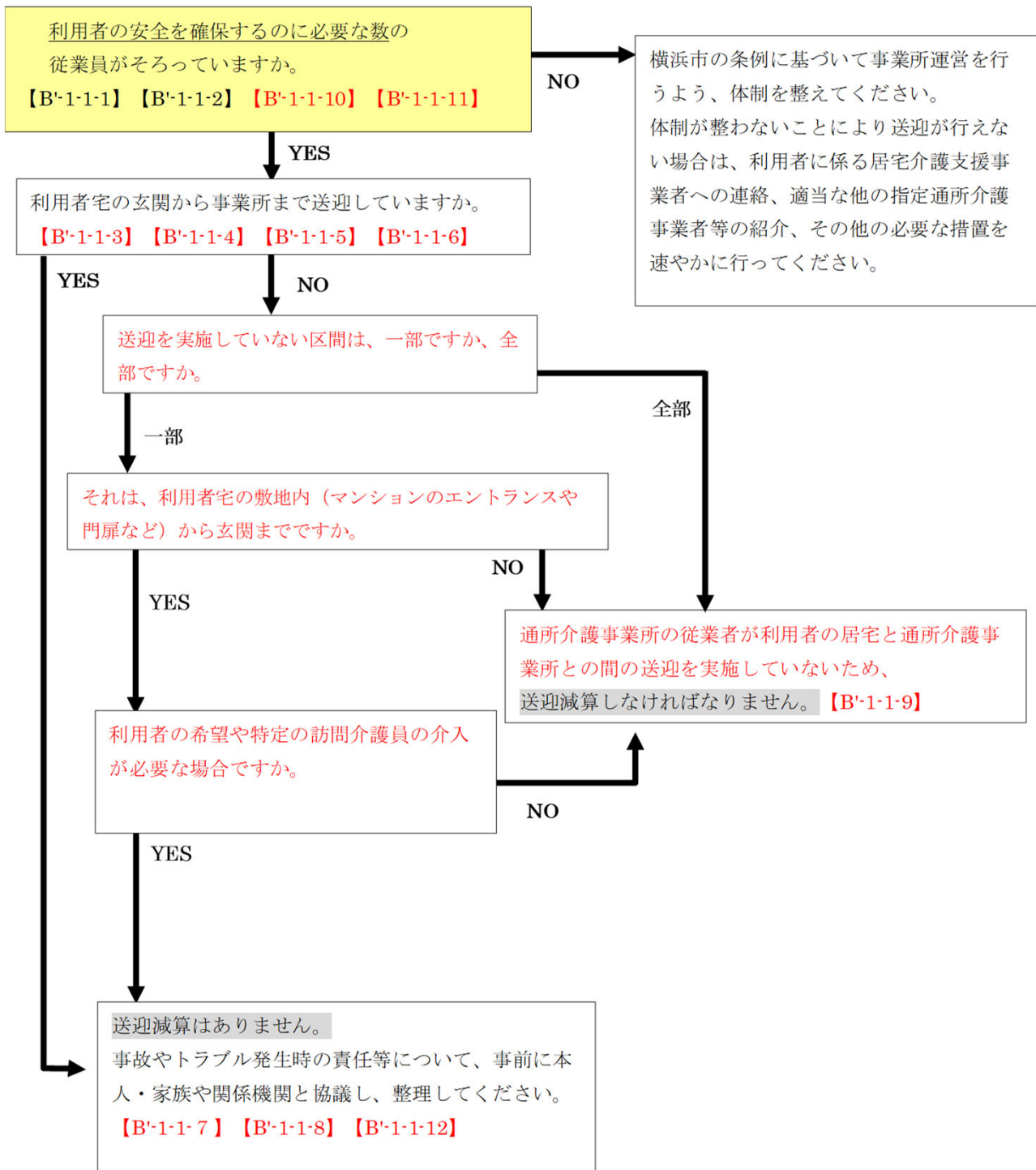


(別添図) 通所系サービスにおける送迎減算の考え方

※ 横浜市介護保険事業者向けQ&A集「B'-1-1 通所系サービスの送迎について」を合わせて御確認ください。
 ※ フローチャート内の【 】は、Q&Aの項番です。



B' 通所系サービスにおける送迎について			
サービス名			
項目			
質問内容	回答		更新月
1 送迎について			
B'-1-1 送迎について（令和3年度介護報酬改定に伴い、送迎の範囲について明文化されたことを受け更新）			
1	利用者に対して送迎を行う場合に人員基準はあるのか。	「利用者の安全を確保するのに必要な数」の従業者をもって行ってください。	R4.1
2	「利用者の安全を確保するのに必要な数」とは具体的に何人いればいいのか。	原則として運転手に加え1名の介助者が必要です。 ただし、利用者宅から車までの移動介助に複数の介助者を要する場合についても、常に送迎車の車中には見守りに要する員数を配置する必要があります。また、心身の状況等により見守りが必要な利用者を送迎する場合には、見守りに要する員数を配置する等、状況を勘案し、適切な員数の介助者を持って送迎にあたります。 なお、送迎する利用者が少人数で、心身の状況が安定している場合や要支援者が中心の場合等で、安全に送迎ができると判断できる場合は、運転手のみの送迎でも差支えありません。	R4.1
3	通所介護等について、事業所の職員が徒歩で利用者の送迎を実施した場合には、車両による送迎ではないが、送迎を行わない場合の減算対象にはならないと考えて良いか。	徒歩での送迎は、減算の対象にはなりません。 ※ 27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について／62	R4.1
4	通所サービス事業者が送迎すべき範囲はどこか。	利用者宅の玄関から事業所までです。	R4.1
5	利用者宅が施設の場合、どこまで送迎を行うべきか。	施設の場合は、居室から建物の玄関(入口)までは施設側の職員が介助するか、または介助なしで本人が入口まで移動するかを、利用者のみでなく、施設職員も含め協議をしてください。	R4.1
6	利用者宅がマンションの場合や、道幅が狭く送迎車が居宅の近くまで行けない場合、送迎車から利用者宅までの送迎を行う必要があるか。	送迎の手段は車両に限りません。通所サービス事業者は、徒歩等の別の手段により玄関まで送迎する必要があります。	R4.1
7	利用者の希望により、マンションの玄関までではなく、エントランスまでの送迎とすることは可能か。	玄関までの送迎がなくても、利用者が安全にマンションのエントランスまで移動できる場合であり、事前に利用者や家族と事故やトラブル発生時の責任等について協議することで、マンションのエントランスまでとすることができます。	R4.7
8	降車後、居宅の玄関までの間の介助を同居の家族に手伝いを借りてもいいのか。	送迎は、通所サービス事業所が提供すべきサービスです。利用者の安全を確保するのに必要な人員は、通所サービス事業所で用意すべきですが、無理なく家族等の協力が得られる場合は、事故やトラブル発生時の責任等について、事前に協議してください。	R4.7

B' 通所系サービスの送迎について／令和4年7月現在

9	<p>訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合、介護報酬はどのように算定すればよいか。</p> <p>※「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」問30</p>	<p>・送迎については、通所サービスの介護報酬において評価しており、利用者の心身の状況により通所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできません。</p> <p>・特別な事情とは、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して通所サービスの事業所へ行く場合や、通所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等です。</p> <p>・なお、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している通所サービスの事業所の従業者が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、送迎減算が適用されることに留意してください。</p>	R4.7
10	<p>A事業所の利用者について、B事業所の従業者が当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎を行った場合、送迎減算は適用されるのか。</p> <p>※「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」問31</p>	<p>送迎減算は、送迎を行う利用者が利用している事業所の従業者(問中の事例であれば、A事業所の従業者)が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していない場合に適用されるものであることから、適用されます。ただし、B事業所の従業者がA事業所と雇用契約を締結している場合は、A事業所の従業者(かつB事業所の従業者)が送迎を実施しているものと解されるため、この限りではありません。</p>	R4.1
11	<p>A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。</p> <p>※「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」問32</p>	<p>指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業者によって指定通所介護等を提供しなければならないこととされています。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について第三者へ委託等を行うことも可能です。なお、問中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されません。</p>	R4.7
12	<p>送迎に運転手しか配置できず、介助者が用意できない。通所介護事業所で人員を配置できず、利用者を玄関から車両まで誘導できない場合に訪問介護費を算定していいのか。</p>	<p>送迎は、通所サービス事業所が提供すべきサービスです。利用者の安全を確保するのに必要な人員は、通所サービス事業所で配置すべきであり、別途訪問介護費として算定することはできません。</p> <p>ただし、利用者の誘導に際し、特定の訪問介護員の介入が必要な場合に限り、訪問介護費の算定が可能です(例:昇降機の操縦等)。この場合、事故やトラブル発生時の責任等について、必ず関係者間で事前に協議してください。</p> <p>なお、単に通所サービス事業所の介護職員を配置すれば対応可能になる場合については、通所サービス事業所が「利用者の安全を確保するのに必要な数」の従業者をもって行わなければならない(例:段差解消のために車いすを持ち上げる)。</p>	R4.7